



全日三重

Vol-263
2016.6.3

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

名張市と空き家バンク制度施行に伴う媒介等の協定締結

本部長 東辻 広行

今般、平成28年5月26日付で名張市と「空き家バンク制度施行に伴う媒介等の協定」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

追って、空き家バンク制度に媒介協力業者としてご登録いただける会員様の募集を行いますので、協定の趣旨をご理解のうえ、ぜひご協力をお願い申し上げます。

三重県環境影響評価条例の改正に関する説明会の開催について

三重県環境生活部

本県では、大規模な開発事業等を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境影響評価を自ら行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことを定めた手続きとして、「三重県環境影響評価条例」を平成11年に施行しています。

この度、近年の開発事業の内容に鑑み、本年3月22日に同条例を改正し、本年9月1日以降に10ヘクタール以上の面積の造成事業を実施する場合には、予め簡易的環境影響評価を行うこと等の改正を行いました。つきましては、条例改正の内容についての説明会を下記のとおり開催します。

- ◇ 日 時 平成28年6月29日（水） 午前10時～11時30分頃
- ◇ 場 所 三重県合同ビル3階 G301会議室（津市栄町一丁目891）
- ◇ 内 容 三重県環境影響評価条例の改正について

●条例改正の概要、説明会詳細についてはこちらをご覧ください。

http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/p0038200004_00001.htm

●お申込は、FAXまたはメールにて件名「三重県環境影響評価条例の改正に関する説明会 参加申込」とし会社名・氏名・お電話番号を明記し、6月17日（金）までに下記までお願いします。

三重県環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班

TEL：059-224-2366 FAX：059-229-1016

松阪市指定道路図の公開について（通知）

松阪市都市整備部

平成19年6月に建築基準法が改正され、指定道路図の作成が義務付けられました。松阪市においても「松阪市指定道路図」を平成28年7月1日に公開することとなりましたのでお知らせいたします。

また、指定道路図の公開に合わせ、建築基準法上の道路の見直しを行うことになりました。それに伴い、従前は道路として扱っていた道路が、建築基準法上の道路ではない道路（いわゆる通路）として扱いを変更する場合等がありますので、個々の道路につきましては、担当課窓口にてお問い合わせください。

公開日：平成28年7月1日

公開場所：松阪市 都市整備部建築開発課 窓口

従前の道路種別：平成28年6月30日 建築確認申請受付分まで

指定道路図による道路種別：平成28年7月1日 建築確認申請受付分から

《お問い合わせ先》 松阪市 都市整備部 建築開発課 指導防災係

TEL：0598-53-4070 FAX：0598-26-9118

E-mail：kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。